

第55回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2012年12月18日(火) 10:00～12:50

2. 場 所 中央合同庁舎4号館12階 1202会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、大庭委員、尾本委員

事業構想大学院大学

岩田教授

フランス原子力安全規制当局 原子力安全執行委員会

フィリップ・ジャメ委員

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会

新野会長

内閣府

板倉参事官、仲参事官補佐、加藤参事官補佐

4. 議 題

(1) 原子力試験研究の平成23年度終了課題の事後評価結果について

(2) 国民の信頼醸成に向けた取組に関する有識者との意見交換（フランス原子力安全規制  
当局原子力安全執行委員会 委員 フィリップ・ジャメ氏、柏崎刈羽原子力発電所の  
透明性を確保する地域の会 会長 新野良子氏）

(3) 平成25年度原子力関係経費の見積りについて（案）の検討と原子力規制委員会への  
諮問について

(4) 今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について

(5) その他

5. 配付資料

(1) 平成23年度終了課題の事後評価結果について

(2-1) The Local Information Committees (CLI) related to nuclear

installations (フィリップ・ジャメ氏資料)

(2-2) 透明性と信頼 (新野良子氏資料)

(3-1) 平成25年度原子力関係経費の見積りについて (案)

(3-2) 平成25年度原子力関係経費の見積りについて (諮問)

(4-1) 今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について (見解案)

(4-2) 「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について (見解案)」に寄せられた御意見及び回答一覧

( 5 ) ご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問 (期間：平成24年11月29日～平成24年12月12日)

## 6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。それでは、第55回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが、原子力試験研究の平成23年度終了課題の事後評価結果について、ご説明いただくことです。2つが、国民の信頼醸成に向けた取組に関する有識者との意見交換をさせていただくことです。それから、3つが、平成25年度原子力関係経費の見積りについての案をご検討いただくと同時に、これを規制委員会へ諮問することについてご審議いただくことです。4つが、今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について、これは見解案をご審議いただくことです。5つ、その他。ちょっと量が多いのですが、別にせかすつもりはありません。それぞれ適切に審議を進めたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、最初の議題ですが、事務局、よろしく。

(板倉参事官) 原子力試験研究の平成23年度終了課題の事後評価結果につきまして、原子力試験研究検討会の主査をお願いしております、事業構想大学院大学の岩田教授からご説明いただきます。お願いいたします。

(岩田教授) 主査を務めております岩田でございます。平成23年度終了課題の事後評価結果についてというところから始まる資料でご説明させていただきます。この事後評価が試験研究、長い歴史を持つ最後の評価になりますので、最初に全体をちょっとお話しして、最後に終わるに当たっての感想を述べさせていただきます。

今回評価いたしました対象課題は、物質・材料基盤技術分野、システム基盤技術分野、生

体・環境基盤技術分野、それぞれ6課題、2課題、3課題の計11課題で、評価についてはA、B、Cという一番下にご書いてございますが、Aは当初の計画以上の優れた結果が得られた、それからBはほぼ当初の計画どおりの成果が得られた、Cは当初の計画以下の成果しか得られなかったという、そういう基準で評価をしてございます。

評価結果一覧が2ページ目の表にご書いてございます。それから、全体を一覧でごらんいただくには、参考の4の特記が一番便利かと思いますが、番号で言いますと後1から後11までついておりまして、後1から6までが物質・材料、後7、8がシステム基盤、後9、10、11が生体・環境基盤でございまして、最後のところに、A、B、B、A、A、A、A、A、A、B、A、と評価結果がついてございます。

それでは、中身のほうをエッセンスだけ簡単にご説明させていただきたいと思っておりますので、参考の資料の3と、それから各1件1葉のポンチ絵をごらんいただきながら、お聞きいただければと思います。

最初に物質・基盤技術分野についてご報告いたします。後1は地層処分設備の耐食寿命評価に関する研究。これは独立行政法人物質・材料研究機構による研究でございます。詳細は省略しますが、地層処分に関してはパッキの健全性、あるいは腐食にどこまで耐えられるかという寿命評価が非常に大事でございまして、それに関してコンクリート内部の塩分及びpHの詳細な変化は測定技術を確立し寿命評価、寿命推定技術の向上をしたことや、中間評価の指摘により追加で進めた環境評価及びナノレベル解析を実施し、総合的な指針への方向性を示していることは高く評価できると評価ワーキンググループでは結論づけてございます。

結果としてAでございますが、最後にちょっと書いてございまして、全日本的な体制の下、当事者意識を持って実効的な指針確立に向けた一層の努力を希望するという、これはワーキンググループとしてのもどかしさと言いますか、廃棄物地層処分に関する研究が、全体がしっかりつながっていないというような、そういう感想が書いてございます。

それから、後2でございますが、核融合炉先進構造材料の長時間クリープ特性に及ぼす核変換ヘリウム効果の評価。これも同じように独立行政法人物質・材料研究機構でございまして、評価結果はBでございます。評価結果Bといっても、しっかりやらなければいけない材料の健全性評価の本当の基礎データ、これは照射量が増えれば増えるほど、予測では予測精度がだんだん悪くなるそういう分野でございますが、その実験条件をヘリウム量、照射温度、それから照射量、そういったところで拡大をして、しっかりと核融合炉先進構

造材料の、特にヘリウム脆化に関してしっかりした試験及び研究を実施したということで、Bではございますがしっかりと仕事をしているとワーキンググループでは評価をしております。

ここでもやはりヘリウム脆化だけで核融合の先進構造材料の健全性は評価できるかということが1つの問題だと思っておりますので、そういう意味ではこの核融合炉構造材料に関するその他の研究も併せて、最終的に構造材料としてどのような評価できるかという仕事につなげるためには、1つ1つの研究だけではなくて、それらをインテグレートすると言いますか、それらを総合するような技術が必要だと考えておりますし、その作業はそう生易しいものではないということで、せっかくの成果を活かすということは、この後の課題として残されているのだらうと思っております。

それから、3番目の後3でございますが、高電流密度多種イオンビームシステムの開発に関する研究ということで、産業技術総合研究所の研究でございます。これは最初に炭素のイオンビームを、イオン源を開発するところから始めまして、これはポンチ絵で見ていただくと非常にわかりやすいと思っておりますが、このビームをビーム強度あるいは安定性その他についてのしっかりした仕事をされておまして、評価結果としてはBでございます。

このところは非常に時間のかかる問題でございますが、後ほどちょっとご説明いたしますが、イオンビームその他のいわゆる医療応用についても非常に役に立つ話でございますので、基盤技術をしっかり構築したという意味での仕事は評価されてございます。

次の後4の照射誘起欠陥の動的挙動評価のための高度複合ビーム分析技術の開発、独立行政法人産業技術総合研究所の研究でございます。これは次の照射誘起欠陥のポンチ絵にございますが、ここでの非常にすばらしい成果はこの図のところにも書いてございますが、高速波形デジタイザを使用した繰り返し測定で飛躍的な測定の時間分解能、数 $10\mu\text{s}$ という高い分解能の装置を実現できる可能性を示したということで、この成果を使って従来困難とされていた照射損傷の動的過程をより細かく解析できるという可能性を示したということで高く評価できるということで、この研究についてはAという評価をワーキンググループでしてございます。

それから、次の後5でございますが、ダイヤモンド放射線検出器の開発に向けた基礎的研究、これも産業技術総合研究所の研究でございます。これはダイヤモンドというのは非常に過酷な条件で耐えられるという物質でございますので、それを適切に使って、この説明のところに書いてございますが、 $^{241}\text{Am}$ からの $\alpha$ 線スペクトル検出試験を実施し、ベ

ンチマーク値としてエネルギー半値幅比0.7%、電荷捕集率98%という世界トップレベルの成果を得ているという、そういう意味で全体の評価はAでございます。エネルギー分解能を大幅に向上させたということで高く評価されてございます。

次の後6でございますが、同じく産業技術総合研究所による研究で、原子燃料融点の高精度測定に関する研究でございます。これはまさに融点というのは今回福島でもメルトダウン等で、どの部位、どの場所と言いますか、どこの場所がどの程度の融点になるかという、融点で溶けてしまうかというようなことは、全体のメルトダウンを想定する意味で非常に大事だったわけですが、この研究では $UO_2$ の融点を超える2,800℃以上のところまで拡張して、そこでの材料の融点の高精度測定に関する技術をしっかりと高い精度で確立したということで、評価としてもAでございます。

このポンチ絵を見ていただきますと、W-Cの2元系状態図というのが書いてございますが、非常に込み入ったところの状態図の物性を上手に使って、融点に関する標準をしっかりと確立したということで実用的にも高く評価されている仕事でございます。

次の2件はシステム基盤技術分野でございますが、後7が化学災害の教訓を原子力安全に活かすEラーニングシステムの開発に関する研究、これも産業技術総合研究所の研究でございます。これは人工物全体でいわゆる事故とか災害とかそういったものに対してどう対処するかという、まさに人材のトレーニングが非常に大事でございますが、そういう意味でそのための情報インフラを整備し、それを学習のために体系化したというような仕事でございます。この評価結果に書いてございますように、3年目のプロトタイプオフライン版のEラーニングシステムの完成を達成するとともに、ヒューマンファクター、労働災害等の幅広い専門家からの助言だけでなく、原子力関連施設の現場の意見を反映させたことは高く評価できるということで、この事故トラブルに関して普遍的な見方から原子力の具体的問題まで幅広くこのEラーニングシステムの中で考慮したということで、評価としてはAでございます。

次の後8でございますが、これは海上技術安全研究所による研究で、放射性物質輸送容器のモンテカルロ法による遮蔽安全評価手法の高度化に関する研究でございます。これは図のところ非常に細かな設計図の、設計図としては1枚に入れるために大まかなところだけ書いてございますが、幾何学的に非常に複雑な形状の部位についても遮蔽計算がしっかりとできるという、精度及び幾何学的条件に関する適応可能性を大きく拡大したということで、評価としてはAでございます。

それから、次の9、10、11が生体・環境基盤技術分野に関する研究でございまして、最初が国立循環器病研究センターによる生理活性ペプチドおよびタンパク質の<sup>123</sup>I標識とマイクロイメージングに関する研究でございます。この研究に関しては評価Aでございまして、これはまさに標識技術あるいはイメージング、これはがんとかその他疾患のある部位について視覚的に光らせるという技術でございまして、PETその他ともカップリングしてしっかりと精度を高めるという基盤技術でございまして、そこに関してしっかりとビジュアライゼーションの手法をシステムとして完成させたということで、評価としてはAでございます。

この技術は半減期が数時間とか10時間を超えるくらいの非常にスピード感を要求される技術でございまして、それぞれの診断のために必要なすべてのプロセスについてスピード感を持って最適化するというような、非常にエネルギーエッジに相当する研究でございまして、そういう意味でも1つ1つしっかりと前に進んでいるということで、評価としてはAが与えられてございます。

次の農業・食品産業技術総合機構の研究でございまして、アレルギー性等を指標とした放射線照射食品の健全性評価に関する研究でございまして、食品照射というのはある意味で安全性に関して非常に社会そのものがセンシティブでございまして、その社会的な受容性を向上させるための基盤としての研究で、粛々と仕事をされているというタイプの研究だと思います。毒性等をいろいろ考えながら食品照射に関する基礎的なデータをしっかりと蓄積したということで、評価としてはBでございまして。

それから、最後の後11でございまして、これは産業技術総合研究所の研究でございまして、表面修飾ホウ素ナノ粒子の開発とその中性子補足療法への応用に関する研究で、ちょっと時間が超過しておりますが、これも長年にわたって中性子利用ということでいろいろされてきた研究でございまして。それぞれの患者さんへの影響をできる限り下げながら、しっかりと測定をするという基盤技術をしっかりと確立し、今後の評価に大きな見通しを得たということで、この研究についてもAでございまして。

以上が全体の、本当にエッセンスだけの概要でございまして、途中申し上げましたように、これらはさまざまな成果を上げてきたのだらうと思いますが、それぞれの目的を考えてこの研究を使おうとしますと、やはり部分的には使える部分がありますが、いろいろなところで実用化をするためにはある種のすき間がございまして、そういうすき間がどこにあるか、それをどう今後重点的に開発すべきかというようなことを判断する意味で、全体を

まとめたようなある種の俯瞰図あるいはアーカイブのようなものが、ぜひこの分野でもしっかりと構築されるべきかと、最後に感想として申し上げさせていただきます。

以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。岩田先生におかれましては長きにわたってこの試験研究検討会の主査として検討会の議事を仕切られ、その評価結果を取りまとめ、ここでご報告していただけてきたわけですが、本日、ただいまいただいた最後の11課題についての事後評価を行なって任務を終えられました。委員会として先生の長年のご尽力に対して感謝申し上げます。

なお、最後におっしゃられましたことにつきましては、この試験研究には長い歴史があり、今日ご報告頂いたものは、原子力基盤技術開発に関する研究というタイトルで、分野を特定して研究を公募して、3年～5年の研究期間で実施していただくというものです。この取組では基盤技術に関して課題を横断的に網羅するべく、テーマ選択をおこなっているわけではなく、応募されたものからよい貢献がなされる可能性が高いものを選んで御願ひしているのですから、横断性からみればすき間があるのは当たり前です。また、研究成果に関しても、それを公表していただけて終わりになるところ、それでいいか、発展研究を支援すべきではと思うことが少なくないことも事実です。こうしたことはこの制度自体が抱える問題であり、今後においても引き継がれるものですので、それはそれで制度設計の際に議論したことと思っておりましたが、先生からそういうコメントをいただきましたので、なにができるか検討させていただくことといたします。

それでは、各委員からご質問ご意見をどうぞ。鈴木代理から。

(鈴木委員長代理) どうもありがとうございました。毎年思うのですけれども、かなり幅広い分野で、評価も大変だと思うんです。前回のときにもたしかお聞きしたと思うのですけれども、先導性と実用性というのはトレードオフの関係にもある。今すぐ使いたいもののできるだけ先を目指すというのはなかなか難しいところだと思うんですね。

今回、簡単にしか見ていないのですが、原子力の分野はかなり実用的なものが多いような印象で私は受け取ったのですけれども。それは評価で実用性の高いものを主に取り上げたということではなくて、もう研究者のほうがどちらかというとそちらの方向に今向いているという感じなのではないでしょうか。前回の去年の私の印象は、かなり先頭的なもの、先端的なものが多くて、実用性がちょっと難しいもの、まだ見えないものが多かったような気がするんですが、今回は比較的実用的なものが多かったというような印象です。特に私は高レ

ベル廃棄物とか原子力の安全のEラーニングの話とか、ここら辺は今すぐにでも使えそうないものがあるかと思っていたのですけれども。その辺は研究者の意識が変わっているのか、いかがですか。

(岩田教授) 率直に申し上げますと、多分リーディングエッジでまさに先端的なところについてはほかの競争的資金のほうが予算獲得とかいろいろなマネジメントの点で楽だろうと思います。それで、そういったところに応じて既に時間的にいっぱい研究者は多分ここには応募してこなくて、むしろもう少し原子力寄りでそういうまさにエッジのところでのぎを削っているようなところのコンペティションではない、違う土俵で仕事をしたい方がここに応募をされてきたり、あるいはそれぞれの属しておられる組織の中の計画の中でここに応募するよというよ、そういうむしろ政策的な判断で決められているんだらうと。そういう意味で若干研究としては地味な研究がかなり入っているかと思えます。

(鈴木委員長代理) あともう1点は、過去から振り返って一番効果があった、こういう基盤研究を続けて一番効果があったと思われる点として何を一番強調されたいですか。いろいろ目的があって、原子力の分野にいろいろな方に参加してもらいたいという幅広く普及させるようなものと、それから普通の原子力政策ではなかなか難しいような先端的なものをやるという幾つかあると思うんですが、一番効果があったと思われるものは。というのは、これがもしなかったときに何でそれをどうやって変えていくか、どういう予算でこれを今後その効果を続けていくかということについてアドバイスいただければありがたいんですが。

(岩田教授) なかなか一言では難しいですが。恐らく原子力という分野の研究が始まったときにはその基盤となるそれぞれの学術分野の人たちがみんな積極的に参加してきて、分野の壁を越えて仕事をしたんだらうと思います。それがだんだん競争的資金云々でリーディングエッジの研究が優先されるようになったという、そういう事情が日本全体の科学技術の中であると思うんですが。やはりこの研究の意味は、そういう中で何とか組織の壁、分野の壁を超えるような仕事を折に触れ計画しやってきたということで、多分これがなかったら例えば、それぞれの国立研究所の中でバラバラにやっていた研究がお互いだれが何をやってたかというのを相互に顔を見ながら議論できるというような状況はなかなか生まれなかったのではないかと、そういう意味でせつかくあるレベルまでコラボレーションと言いますかそういうことができたんだと思うんですが、その先のところのやはり次のステップというのをやはり何かきちんとつくって、そこではもうちょっと実用的な観点でより

厳しく評価されるような次の計画というものがきちんとできると、個々の基盤研究が本当の意味で生きてくるというような感じがいたします。そういう意味で分野の壁を越えるという点では相当大きな役割を果たしたのではないかと思います。

その分だけ一部にはいわゆる基礎のところでは本来きちんと勉強しておくべきことを勉強していなくて、壁を越えることだけで走っているような場合もなかったわけではないと思いますので、そういう意味でかなり厳しいリクエストだろうと思うんですが、深く幅広くしかもやわらかくみたいな、そういう研究が何かいわゆる研究体制のデザインという観点でいつか実現しないと本当のパワフルな原子力に関する基盤研究がきちんとできていかないのではないかと感じます。

(近藤委員長) 大庭委員。

(大庭委員) ご説明ありがとうございました。今までも何年もこの評価をしてくださって、いろいろな研究を見てくださったんだと思うんですけども。最後におっしゃったアーカイブの話についてお伺いしたいと思います。これまでの採択された研究やその成果についてのデータはどこに蓄積されているのか、それらをアーカイブ化するとすればどのような形が考えられるのかというのが非常に気になります。先ほどのすき間ができるのは当然だという話もありますし、研究者が、先行研究をサーベイし、自分たちのすき間を見つける作業を円滑にするという観点からも、アーカイブ化というのは大事だと思うんですが、今までのものをどのように蓄積されていて、今後どのようにするのが望ましいとお考えかをお伺いしたいと思います。

(岩田教授) アーカイブ化は多分ノーアンノウンというそういうところが一番ポイントで、どこがわかってないかというのをよくみんなが理解するというのが本当は大事だと思うんですが、それがそれぞれの研究者の努力にすべておもねられていたというところがあると思うんです。そういう意味で本来ならばアーカイブ化のときにもう集められるものは徹底的にどこか集めておくという、スキャンでも何でもいいから集めておくということと。それをどう活用するかという、それからそこをどう評価するかという2段で考えないとなかなか実現しないかなと思っています。

その成功例が多分シンプルな例ですが、ゲノム関係の情報に関してはとにかくデータをアップロードするというそこが出発点で、そこから先それだけはきちんとだれでもやっていて、そこから論文をパブリッシュするというような、多分時代が情報社会に向けて本当の意味で走り出しているときに、そこに対応するある意味での知的基盤の武装と言いますか、

そういったことが必要で、やはりそれは国として本格的にやらないといけないと思うんです。が、なかなかこの国はそういう地味な話に余り乗らない国でして、なかなかうまくいかないで、上手にアメリカとかヨーロッパとかいろいろなところと協力しながら、日本でなければつukれないという、日本が一次データを持っているようなことだけでもしっかりといい形でアーカイブを構築して、海外のユーザーと一緒に世界全体と言いますか、人類全体にとってのアーカイブをつくるという、その種をつくるあたりから本当の意味でやっと思命感が出てくるのかと感じています。

(近藤委員長) いつもその話題になっちゃって、だから岩田先生に答えていただくには申しわけないテーマですけどもね。つまり、分野を決めて研究を公募してやっていただいているという、網羅性は何もギャランティないわけです。その分野に年に1回、1件、2件テーマを出してやっていただいているというものがここには並んでいるという状況なので、それ自体を閉じておくということはある種自己満足の世界、そういう業績、こういうお金を出している、説明責任を果たすためにそれをまとめるということは多分ミニマム必要なことだけれども、それは一体何だという質問をされた瞬間に、それはまさに部分集合であってとしか言いようがないわけです。

一方でしかし、原子力研究開発の基礎基盤技術の体系的な整理というものはどこかでなさなきゃならないという、多分大庭委員のおっしゃっている意味では本来的にはそれが必要だけれども、その作業は研究者集団にはまかせてあるという整理なのです。行政組織としてそういうものをどこかで整理して持っているかということ、文科省の中にもあるのかどうか、多分ないと思うんです。それをどうするかというのは大問題だと思うんです。そういうことを体系的にやるチームがどこかにあっていいということをも多分岩田さんはおっしゃったと思うんですけれども。それはなかなか世間的には評価されないと一緒におっしゃったと思うんですけれども。そこをどうするかという問題ですね。

多分尾本委員がいい答えを持っているかもしれない。

(尾本委員) 答えがあるわけじゃないんですが、まさに今その点を考えていまして、岩田先生が最後におっしゃったように、全体をもっと俯瞰的に考えて将来の方向性をどうなのかということを考える、そういったことが今後の基礎基盤研究の分野で方針としてどこかに出てこなくてはいけないのではないかと、そういうストラテジーみたいなものが。

その点で思うのは、俯瞰的にということもさることながら、この報告で出ているのはこういう成果がありましたということです。少し時間に遅れがあるかもしれないけれども、成

果が社会でどう使われているのか、それから社会のニーズにどう合っているのかというフィードバック、我々のR&Dについての見解文でもスパイラルということを行っていますけれども、そういう部分が、今の委員長の発言では十分達成されていない、あるいはメカニズムが作られていないとか、こういうことだと思うんです。

その点で、岩田先生に聞いたかったのは、今度我々も研究開発についての見解文を出しましたけれども、そこで今言ったようなスパイラルということも述べているのですが、あれをごらんになって、また今回の事後評価の観点から、特にここは強調しておきたいとか、ここがおかしいんじゃないとか、もしございましたらというのが1点です。

(岩田教授) ちょっと最近違うところでサイト技術をやって、現場でいろいろ議論したのですが、現場で一番最先端に立って仕事をやっている方が、やはりなかなか全体像を把握しないで、そこだけをやっているような傾向があって、わかりやすい説明は非常に大事なのですが、だれかがその全体像をいつも見せてあげないと、人材を確保するという意味でも、それからそれぞれの研究者が使命感を持つという意味でも、そういう作業はないとなかなかこの大きな問題に関する研究ポテンシャルというのは維持できないかと思います。

そういう意味でDOEなんかがむしろ第二次世界大戦直後の非常に包括的ないろいろなグレードレポート等大事なものからしっかりとアーカイブできちんとつくって、それをだれでも読めるようにしながら作業を進めて、しかもそれぞれについてある種の体系化を行って少しずつ見やすくしているという、そこら辺の科学技術をしっかりと先導する国の力という、そういう意味では見本にすべきところです。日本にとって大事なことは何かというのを同じような視点でしっかり作業する必要があるかと思います。

(尾本委員) 今の点非常に重要なのですが、ちょっと細かいところで知りたいところがあります。10番目の項目ですね、この食品照射に関しての毒性物質の生成という件は、原子力委員会が出したペーパーに対して厚生省の回答の部分にあるアルキルシクロブタノンの生成について十分なデータがないと、それに関係するのですが。その総合評価のところではBとなっていて、これは成果そのものは十分あるんだけど、発表の機会が十分なかったとそういう意味でお書きになっているのか。すみません、細かいところで。

(岩田教授) ワーキンググループに出席していないのですが、パブリケーションが少ないというのが一番の原因だと思います。このパブリケーションについても何回かここでも議論させていただいたと思うんですが、オリジナルペーパーをパブリッシュするという仕方と、一次データをきちっとそれなりの形をつけてパブリッシュするというそこに対する評価の

指標が必ずしも世界的に確立していないのです。そういう意味では後者の一次データをしっかりと整理して、社会に対して公開するという意味での仕事はきちっとされていると思いますが、今の評価基準の中ではそれはなかなか評価されないというのはつらいところだと思います。

(近藤委員長) このグループ、農業・食品産業技術総合研究機構なのですが、研究の最終年度がちょうど福島問題で、申しわけないことには、農林省がこのグループに対して食品安全に係る業務を緊急に行なうよう指示したため、最終年度に研究に避ける資源が非常に手薄になってしまい、報告をまとめる作業が後回しになってしまっているという事情があったと聞いています。しかし、こちらとしては期限内に公表した論文の数で評価するルールですので、Bにせざるを得ないと、そういうことがあったということです。

それでは、ありがとうございました。岩田先生には、改めて、これまでのご尽力に感謝し、これからまたいろいろとご指導いただきますようお願いして、この議題を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題です。私どもは、国民の信頼醸成に向けた取組の推進について題する見解案を先週公表し、国民の皆様からご意見をいただいているところでございます。これに関連して、この見解紙でも言及しておりますフランスの事例、C L I という取組に関して、この週末、福島の郡山でありました I A E A と日本政府主催の国際会議にいらしたフランスの規制当局の方から説明をいただけることになりましたので、こうした取組についての事例を御聞きすることにしましたものです。最初に、フランスの A S N のフィリップ・ジャメ委員にこの C L I についてご説明をいただき、ついで、我が国で類似の取組を地域社会の皆様のご尽力で行なっているものである、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会について、会長である新野さんにその取組の状況や課題についてご意見をちょうだいします。両方の話を伺ってから意見交換ということにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ジャメさん、おはようございます。どうぞよろしくをお願いします。

(ジャメ委員) まず近藤先生、ご丁寧なごあいさつありがとうございました。また、委員の先生方、また今回こうしてお集まりくださいました皆様の前で地方情報委員会の発表の機会をいただき非常に幸いに存じます。

本日はフランスのすべての原子力施設のある県に設置されている C L I、地方情報委員会についてご説明いたします。

まず、本日のプレゼンにつきましては、特性として3つの大きな部分に分かれております。最初にこの原子力施設に関する透明性をいかに高めているかという原則論についてのご説明を行い、その後フランスにおける行政組織についてご説明いたします。最後、3番目にフランスでは原子力施設についてどのように情報開示、また意見交換を行っているのか、その機関として存在するC L I、地方情報委員会、並びに国のレベルで存在します原子力安全情報・透明性高等委員会というのがございまして、この両者についてご説明いたします。

まず、透明性についてのご説明から申し上げますと、フランスでは2006年6月13日に原子力安全情報・透明性に関する法律案が可決され、この法律によって立法的な位置づけがされています。

実際文章としましてその法律の名前にセキュリティという言葉が使われておりますが、この文言は原子力の安全を意味するものなのですが、国会でこの法律が作成される前にいろいろ働きかけを行ったものの、十分に影響を与えることができず、セキュリティという言葉がそのまま残ってしまいました。今回のプレゼンの中でセキュリティという言葉がたびたび出てまいります、すべてはセーフティ、つまり原子力の安全だにご理解いただければ幸いです。

申し上げた法律、略称でT S N法と今後呼びますが、この透明性に関する法律の中ではっきりとした定義づけがされています。それは原子力施設を運転することにより生じるであろう影響につきまして正しく、またその情報が得られるように担保すると、それが透明性であるとの位置づけです。

同じく、このT S N法1条で定義されているのが国の役割です。国としては原子力施設を運転することにより存在し得るリスクについて国民に知らせ、同時にそれについて正しい情報、原子力の安全と放射線防護についての情報を担保すると定義されています。

同法4条には原子力安全規制当局の役割についても定義づけがされており、原子力の安全、放射線防護について情報開示に協力することが義務づけられています。

また、18条には国の義務について書かれており、原子力の安全、放射線防護についてどのような方法でどのような規制がなされているかを知らせなければいけない。あらゆるトラブル、また事故が起きたときにどのような影響があるのか、どういう対策をとるかにしても情報を担保するという義務づけがされています。

最後に、第19条、これが最も重要な法律だと思いますが、フランスにおいてはありとあ

らゆる個人は事業者が用いる情報を入手することができるということが明言されており、この事業者が用いる情報というのは実際に行っている操業についての情報またリスク、またどのような対策、モニタリングが行われているか、そうしたすべての情報を取得する権利があると示しています。

では次に、第2のフランスにおける行政組織について簡略的にご説明いたします。

まず、フランスの国土は複数の選挙区画に分けられております。まず、地方圏というのがあり、26の地方圏が存在します。101の県が存在します。地方自治としては3万6,000以上の地方自治体が存在します。これらすべての行政区画には議会が存在します。まず、地方では地方圏議会が存在します。県のレベルでは県議会が存在します。地方自治体には市町村議会がございます。

国としては各地方また県に国の代表を派遣しております。この点はフランスと日本の大きな違いだと思うのですが、フランスの場合は地方圏知事、また県のレベルでの県知事がおり、ともに官選の知事として、国により派遣される国家公務員です。そういう意味でフランスの知事は政治的な独立性を有しております。

フランスのASN、原子力安全規制当局は国の機関ではありますが、行政からは全く独立しています。この原子力安全規制当局ASNにも地方支局が存在します。

では、今度は3番目の実際の地方情報委員会について、また国レベルで存在する高等委員会についてご説明いたします。

一般的な情報からご説明いたしますと、まずフランスにおけるCLI、地方情報委員会というのはもともと首相の通達という形で発足いたしました。その最初の通達が1981年12月15日付です。実際に立法的に位置づけがされますのは、先ほど申し上げた2006年6月13日に可決したTSN法によってです。

この地方情報委員会は県議会のもとで管理されておりますが、県議会自体は原子力の規制には一切かかわっておりません。つまり、地方情報委員会というのは地元において情報の交換また意見交換を行う議論の場という位置づけです。つまり、地方情報委員会は地元の原子力施設が運営されることのフォローアップを行い、その情報を収集し、意見交換を行い、原子力の安全また放射線防護についてその施設が実際に住民もしくは環境にもたらす影響についての議論を行います。

今度はこのCLIの構成メンバーですが、それぞれ原子力の安全、放射線防護について関係者が一堂に会して議論を行います。まず、地方自治体の代表、地元の県選出の国会議員、

環境保護団体の代表、経済団体の代表、組合の代表、医療機関の代表、メディア、科学者ほか有識者の代表等です。また、正式な構成メンバーではありませんが、原子力規制当局、国のその他の関係機関、また I R S N（放射線防護・原子力安全研究所）も C L I の業務に参加いたします。

この地方情報委員会（C L I）のメンバーは県議会議長により任命されます。実際の地方情報委員会の議長とは、県議会議長もしくはその議長が任命した代理人が担います。

地方情報委員会は法人格を持っており、協会という位置づけになっております。

この地方情報委員会は1つでも原子力施設がある県には必ず設置させるという義務づけがされています。つまり、原子力施設の立地許可が出た時点から最終的に廃炉手続きが終了するまで、この地方情報委員会を設置する義務が課されています。

同じ県内に複数の原子力施設がある場合は共同で1つの地方情報委員会を設けることもできますし、単体で施設ごとに情報委員会を設けることも可能です。

興味深い点は、原子力施設の設置許可が出る時点でC L I も設置される、つまり建設が始まる前に地元の意見を聴取することができるという点です。また、実際に廃止手続きが終わった後も残留放射能の問題がないかどうか、そうした議論が行われます。

では、具体的な役割についてご説明いたします。

実際地方情報委員会ではさまざまな評価活動を行ったり、第三機関に評価をさせたり、また疫学的追従調査、環境モニタリングなどを第三機関に依頼し、分析させることもできます。同時に、事業者だけではなく、国からも必要な情報また文書を入手することができます。実際地元にある施設で何かしらのトラブル、事故があれば、必ず情報が地方情報委員会に伝達されます。あらゆる改造プロジェクトなどについても逐次情報が伝達されます。新たな施設の設置許可を出すときも必ず地方情報委員会の意見を聴取する義務がありますし、また改造工事についても同じくです。同時に、廃棄物の排気、排水などについても必ず地元の意見に耳を傾け、その結果についても、モニタリングの成果などの情報が伝達されます。地方情報委員会はこうして得られた情報をできるだけ幅広く住民に伝達する義務があります。

では、一言予算について申し上げます。

まず、2つのところから予算が供給されております。約半分は国（A S N）から、これは年間の活動計画に基づきその半分が支給されます。残り半分の予算につきましては地元の地方行政機関から支給されます。実際その運営内容、財務指標につきましては地元の財務

局により監査されています。

最後に、実際はこうして地方に設置される情報委員会ですが、全国レベルの総会も企画されています。この地方情報委員会のいわゆる全国連合会は、安全当局、フランス国内だけでなく、ヨーロッパについても情報発信を行っています。つまり、こうした総会、全国連合会ができることでそれぞれお互いの情報の共有、また経験のフィードバックを図っています。その機関名を略称でANCCLIと呼んでいます。

最後に、国レベルで設置されております原子力安全情報・透明性高等委員会についてご説明いたします。

これはもともと国レベルで設置されている委員会です。まず、国会の代表として4名、上院、下院それぞれ2名ずつが任命されています。地方情報委員会の代表が6名、環境保護団体もしくは医療、健康機関、協会の代表、トータル6名、原子力機関の代表6名、つまり事業者の代表です。有識者6名、そして最後に安全当局もしくはその他の国の関係機関もしくはIRSNの代表合計6名が参加します。この高等委員会のメンバーというのは政令により6年の任期で任命されています。

その議長は、国会議員もしくは地方情報委員会の代表、もしくは有識者の中から選ばれます。先ほど環境保護団体の代表というメンバーを紹介いたしましたが、ほとんどが反対派の方々です。グリーンピースもこの高等委員会のメンバーとして参加しています。

では、一言で同委員会の役割は何かと言いますと、この高等委員会は原子力施設を運営することによるリスク、また原子力の安全、放射線防護、また核セキュリティについての情報が公開されるよう担保するための機関です。

皆様、ご清聴ありがとうございました。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会の会長であります新野さんからご説明いただきます。よろしく申し上げます。

(新野会長) きょうはこういう場に呼んでいただきありがとうございます。お時間がないので早速始めさせていただきます。

表紙は、これは何年か前にOECDのワーキングが東京で開催されたときに、やはり同じような要請を受けてつくった資料の表紙をずっと流用しております。次の「伝わっていますか？地域の思いが」、というのはその後たび重なるいろいろな経験の中からどうしても伝えたいとってこれを加筆させていただきました。よろしく申し上げます。

次は、お時間がないので、2ページ、3ページ目は皆さんご存じでしょうから飛ばさせていただきます。

4ページ目の私どもの設立ですが、これが2002年7月から8月ですね。順を追って経過を説明しております。当時の刈羽村長、柏崎市長がMOX燃料の製造工場がありますベルギーを訪れた際に帰りにフランスに寄られたときに、今ご紹介のありましたC L Iなどの情報も得ながら帰ってきたというような経過があるときに、ちょうど8月29日に東京電力の不正問題というのが公表されまして、柏崎では2つの大きな問題が重なりまして、私どもの会が提案されたのだらうと考えております。当然ながら、9月にはプルサーマルの事前了解は再度の協議だったのですが、白紙撤回されています。

12月ごろですが、県と市と村は7月に訪れましたフランスの情報をもとに透明性を確保する、そして信頼を回復するんだということを目的に、地域の会の設置を提案いたしました。これは先ほど申し上げましたとおり、フランスの会だと聞いていて、後からはこのC L Iということだったんだらうと思います。この時期に私どものところと福島のところと同じような提案が東京電力からもあったと聞いています。福島は東京電力さんの提案どおり、同じように情報共有会議を設置して、ずっと存続をしていたと聞いています。私どものところは自治体の方たちが、東電さんの提案はお断りをして、独自の案を設けてこういう会を設定したと聞いています。

次のページをお願いいたします。特徴といたしまして、5ページ目ですが、発電所をめぐる、特に反対の方の意見を表舞台にすることを主眼に置いていたようです。そのために準備会というものを設けて、反対派の方たちの参画をかなりの力をもって要請をしていたと聞いています。春には発会させようとしたのですが、4月に発会までこぎつけてはきたものの、委員の緊張状態が非常に強くて、会長、副会長を会則どおり設置しようとしたのですが、とてもその議論に及ばず、会長、副会長の職も設定できず、第1回目であるはずのものが流会となりまして、それが顔合わせの会に変わり、翌月から発会をしたという、非常に緊張した会のタートでした。

私どもの会は発電所がありますとこにできていますので、最低の合意事項として、賛否は問わない、権限は持たない、原則公開をするという最低の条件だけでスタートをしています。

概要ですが、会の委員は手を上げてなるというわけではなく、事務局でありました当時の市が柏崎刈羽に立地します25の団体を抽出しまして、そこから推薦を受けた者のみ原子

力広報センターの委嘱を受けて2年任期で任命されるというような形をとっています。会の任務はここに書いてあるとおりです。オブザーバーとして、県、市、村、国と言いますと規制当局と資源エネルギー庁の方と、東京電力、事業者ですね、この方たちがオブザーバーとしていつも同席をさせていただいています。

当初は年に数回というご提案だったのですが、住民にとっては余りにも重い課題であるので、住民のほうから当面は月1回ということで、いずれ収束すれば早いうちに年に数回に回を落として、このウェイトを落としたいという希望がありましたが、残念ながらいまだに月1回が減ることはありません。会の運営スタイルはほとんど委員による自主運営とさせていただきます。

次が構成図ですが、これは平面図ですけれども、私のイメージではこれが本来はジャングルジムのような形で、お互いのポイントポイントをすべてのところがつなぎ合うような構成になるのが好ましいことで、風通しのいい形だろうと今は考えています。

7ページ目ですが、資金は公的なお金、県からのお金で運営されています。NGOではなく、法人格は持ちません。運営は自主運営の民営ですので、NPO的のご理解いただければと思います。自主企画・運営をしているために、委嘱を受けたという責任と、自主運営をしているというみずからの責任で発会以来ほぼ80%の出席率を継続しています。あとは、「視点」という情報誌を全戸配布したり、いろいろな役割は、これは当初決められた役割ですので、それを淡々とこなしているのが現状です。

8ページは、それまでにいろいろかかわってきた主な事象ですが、天災や事故やいろいろなことを経験してまいりました。来春でちょうど10年になります。

9ページ目ですが、これは私どもの数字を羅列させていただきました。これまでに定例会は月一度ですので114回を終えております。1回が大体3時間から3時間半の議論を重ねています。運営委員会はそれ以上の回をしておりますし、視察は最近では7月でしたでしょうか、福島に行つてまいりました。

10ページ目はこれまで任務でありました提言・意見をこういうところにお出しをしています。これもお時間の都合で後からごゆっくり見ていただければと思います。

13ページに移っていただけますでしょうか。私どもの会の役割とすると何だろうと思えますと、やはり賛成・反対・中立、いろいろな委員が混在をしているということが非常に特徴だろうと思えます。そして、同じテーブルを囲んでその場で情報を共有しながら情報を発信することができるということです。それともう1つは、直接顔を合わせるというこ

とだと思えます。これはオブザーバーの方とも同次元で顔を合わせる事がとても有効だと感じています。もう10年を迎えますので、当初は非常に激論で感情的な場がたくさん見られましたけれども、3年目あたりから少しずつ冷静な議論に移ってきています。客観的な議論を重ねたいというその強い意志で、最近はお出でいただいた方によくびっくりされるのですが、これだけの議論をどうしてこう冷静に淡々と住民ができるだろうといつもおっしゃっていただいています。幅広い議論を引き出して発信することが私どもの会の役割だろうと思えます。それにはいろいろな意味のバランスが伴わなければならないと思っています。あくまでも住民の視点ということを忘れずに心がけて活動しているつもりです。

こういう活動を続けるとどういうことになるんだろうという、住民も徐々に自立することができるようになってきたように思います。やはり経験を重ねることがとても大事だと思いますし、住民の自由な発言が自然な形で行われている現実がとても貴重だろうと思っています。

次に14ページですが、これも感じましたことを羅列させていただきました。やはり顔を合わせる事が重要である。そして、課題やプロセスを共有することが何よりもとても大切なことだということがわかってきました。情報というのはとてもなまもののように、瞬間的にいろいろな作用をします。透明性はもちろんですが、スピード、タイミング、正確さというのが非常に高く求められるものだと思います。

次は、これは皆さんご存じのとおりかと思えます。常に私どもの会は中立・公平をとて意識してバランスをとるよう心がけて運営をしているつもりです。やはり重要なのは、どうしても発電所の近くに住みますと、主観的な生活のスタイルと会話が多くございます。でも、どうしてもやはりそこからは展望することが難しいと思えます。客観的に物事を見るという視点がとても大切だということが経験上わかってきました。できるだけ委員にも、物事を内から見るのではなく外から何か見たような意見をぜひ発信してもらいたいということを常にお願ひしているところです。

オブザーバーとの関係ですが、住民はそこにずっと生活し続けるのですが、オブザーバーの方はほとんどお仕事としてかかわりますので、宿命的にどうしても平均2年ぐらいしかかかわることができません。1年ぐらいでやっといういいかかわりを持って信頼が築き始めたころに、議論は非常に有効に働き始めるのですが、ちょうど熟した2年目ぐらいにはまたお別れをしなきゃならないということで、そういうことを重ねて経験をしていて、とても残念です。とても優秀な方たちがたくさんおいでになることも私たち肌身に感じさせてい

ただいています。これを何とか2年ごとに築いてきた関係を風化させないような仕組みが欲しいなというのを私は中盤ごろから強く感じるようになりました。

最後に、やはり一番重要だと思われるのは責任と役割の明確化が欲しいと非常に願います。これにはやはり第三者的な評価がつくことが、その役割にも責任にも非常な作用があるのではないかと思います。

もう1つ重要なのは、やはりこの第三者的な評価ですが、原子力の全体が見えていて、それを見せていただきながらいろいろな評価やその役割をきちんと明示していただくことがとても重要だと思います。

私も生きるためにはさまざまな経験をしていますし、原子力だけで生きているわけではありませんので、体系的に生活の中にこの原子力というのは深くしみ込んでいます。とても簡単に語れることではございませんけれども、今国の施策のやり方は縦割りにはなっていますが、住民の生活はとても縦割りに切り刻みませんので、やはりそういうような状況もよくご理解いただきまして、施策の中にも横の関係ですか、そういうものをもう少し入れていただきながら、そういうご説明もいただければもっと信頼が深まるのではないかと考えております。

最後に課題と見えてきたものですが、14ページですね。これも繰り返すようですけども、結果よりも、やはり根拠や過程を知ることがとても大事だと思います。最後には住民のご理解とか国民のためにとかそういう言葉が新聞紙上でもテレビでもいろいろなところの方たちからお声が出ますけれども、やはり理解をするためには根拠になることが同じように共有されていなければ理解のしようがないということがよくわかってきました。やはり難しいことであっても住民として避けずにきちんと関心を持って、難しいことと嫌わずに、わからなくてもいいから関心を持ち続け、顔を合わせ続けることが非常に重要だと感じております。

メディアの方にもこの透明性・中立性・公平性というものの私どもが願うようなレベルの重要性を認識していただいて、そういうような情報伝達、とても住民にとってはメディアの方の情報というのは高い価値がありますので、そういうところのちょっとしたさじかげんで、情報はゆがんだり色がついてしまうものです。そういうものを決して住民は望んでいませんので、そういうような工夫と研究をしていただければと思います。

やはり主観的と客観的というのは、常に切り分けて、それぞれの方が意識されることで随分会話がしやすくなるんだろうと感じています。これは繰り返しです。

責任と役割ですけれども、この中には住民の役割というのも本来はあったんだろうと思います。いつも文章を見ますと守ってやらねばならない存在とか、理解してもらえばいい存在と映るようですけれども、私どもにすれば、私どもには防災でしたら避難をするという役割がありますし、常に関心を持っていろいろなところに目配りをするというのがやはり今私どもにできる重要な役割かと考えております。

最後ですが、そのプロセスがやはり重要で、住民にとってこのプロセスがわからなければ理解と信頼のしようがないということもわかってきました。情報の透明性ですが、情報は本来は国民の財産でもあるんだろうと思います。関係者だけが情報を持っていればいいということではなく、その関係者が得た情報もすべて国民の本来は財産であるので、きちんと説明をして、理解をさせるということが役割の中に入っているんだろうと思います。

私どもには賛成の方とか反対の方という二極の方も含まれますが、これだけの議論では歩み寄ることができません。このように混迷していて右か左かでは選択できないような時代にはどうしてもその中間の模索が重要になってくると思います。歩み寄るという考えはやはり客観性がなければできない作業かと思っています。

それともう1つ、福島以前まではとても日本の国はハード面と言いますか技術面を非常に重視していたように思います。でも、もともと私ども住民はソフトの面を非常に身近に感じておりましたので、このルールとか規制のあり方とか施策とかというのは、最初はほど遠い存在かと思いましたが、中越沖地震あたりから積極的に防災の議論とかにかかわってきましていろいろ見えてきたものの中には、そのソフトの部分というのが本来非常に重要だったんだということを、やはり確信を持って私どもは今考えております。

ハードとソフトは両方なければ本来いい仕事には結び付かないということと、もう1つは関係機関の方たちが非常に緊張感を持って接し合うのはいいのですが、それもほどほどにしていただかなければ、やはり完全に壁をつくり合って孤立をしてしまっては意味がないと思います。ほどよい緊張と連携を持っていただくことで私どもにはとても安心感が伝わってきます。

でも、なかなか福島以後スピード感もたれていろいろなものが変革されなかったり、私どもが今一番望むことは、こういう国民が願っていることと今まで仕事として原子力を施策としてとかお仕事としてかかわってきた人たちが、認識を変えていただかなければいけないということがあると思うんです。よかったものはそのまま継続していただければいいわけですし、まずかったことはきちんと改めていただければいいというわけですが、やはりそ

の根本から洗い直していただいて、その経過を国民に示しながら、それを共通認識にしていきながら、何を变えていくのか、変えるべきなのかということの認識が共通認識になれば、私どもの活動もそうなのですけれども、何のために私どもが活動しているかご理解いただけない方の前で私どもがいくらいろいろな議論を重ねても何の意味も持ちません。やはりオブザーバーである方たちの意識改革と、住民の意思をいろいろなものに反映するという意思がしっかりしていなければ、やはり住民の声というのは決定機関には届かないものだということを非常に感じています。

きょうフランスの方の会のことをお聞きして、私どもが願っているようなことがきちんと法律に定められフランスの方はやられているんだと思ってなんか複雑な気持ちです。でもやはり日本には日本のスタイルがあるんだろうと思いますので、いろいろなところから学び取っていただいて、できるだけオープンな形でよりよい形を早急に模索していただければと思ひまして、きょう柏崎から参りました。

以上です。よろしくお願ひいたします。

(近藤委員長) ご説明どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑を御願ひしたいと思いますが、せつかくの機会ですから、新野さんからジャメさんに、あるいはジャメさんから新野さんへご質問いただいても結構と思います。それでは、鈴木代理から。

(鈴木委員長代理) どうも貴重な発表、ありがとうございました。お二人のお話は私たちにとって大変貴重な情報になったと思います。

私からは、最後新野さんからもコメントがありましたが、このC L I と今柏崎でやられていることの一番大きな違いは、制度化されているかどうかということだと思ひんですが。ジャメさんにお伺ひしたいのは、どうしてフランスではこういう制度を、2006年ですね、それまでは法律で規制されていなかったのを制度化されるようになったのか、どういう理由があったのか。それによって具体的に何が変わったのかということをお聞きしたい。

それから、新野さんには、私が今お聞きした限りではこの会のメンバーは市民でいらっしゃいますよね。C L I との大きな違いは、C L I には議会のメンバーが主に中心になってやって、議長も議会の方がやっておられますけれども、そういうメンバーの違いということについてはどうお考えですかと。それで、今最後にちょっとおっしゃったのですけれども、実際に市民が議論していてもなかなかその思いが伝わらないとか実現しないという1つの理由としてはこのメンバー構成もあるかと思ひます。制度化の前にまずもう少し実

際に意思決定に関与できるようなメンバー構成というのはいり得るのでしょうかというのを聞きしたい。この2点。

(近藤委員長) ジャメさんいかがでしょうか。

(ジャメ委員) では、鈴木先生のご質問に対して幾つか回答したいと思います。当初ご説明申し上げましたように、フランスの地方情報委員会が発足して約20年になりますが、当初は首相の通達令という形で発足しております。まず、フランスでは30年前に原子力の安全審査のあり方、規制のあり方についての研究が始まり、また同時に透明性についての研究がなされました。その成果を得て、先ほど申し上げたTSNという原子力安全の透明性に関する法律が2006年に可決されたわけです。

まず、その根本的な哲学から申し上げますと、CLIをつくることで地元の住民または地元の行政に対して議論の場を設ける。原子力施設が安全だということを納得させるための組織ではありません。まずは関連情報を開示する、あらゆる情報、正確な情報を伝達する、そしていろいろな意見交換を行う、そしてそれに対する評価を行う。そうした議論を行う場をつくることです。実際にフランスの反対派というのはここで行われた議論の内容を自分たちのその後の活動にも利用しています。

最も重要なことは、その方の個人的な意見、立場の如何にかかわらず、またその利害関係がどうであってもだれでもそこで発言をすることができる、いろいろな意見をそこで交流をさせることができる、意見表明ができる場があるということが一番重要だと考えています。

ただ、先ほど柏崎の地方の会のお話を伺い一番びっくりしたことは、やはり住民が中心になって行っておられるということです。まず、フランスの地方情報委員会は直接住民には働きかけは行いません。つまりこれは間接民主主義を徹底させる議論の場ということで、それぞれの市民団体の代表を集めて議論をするという場になっています。

原子力の安全規制当局としては、この地方情報委員会ができるだけ多くの会合を開き、その結果を住民に向けて発信するよう希望しているのですが、現在のところ必ずしもそのようにはなっておりません。逆にフランスでもそうしたことを今後考慮すべきではないかと感じています。

また、フランスの地方情報委員会は地元行政が管理しておりますので、場所によってその活動状況はかなり異なります。つまり、参加されている方の意見により内容も異なりますし、どのような施設がある地域なのか、各地方によって運営状況は違ってきます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

では、新野さん。

(新野会長) 私のところは住民だけの組織ですけれども、当初提案されたときには不祥事が最初のきっかけですので、そのときに国に対しても事業者に対しても地元が一丸となって不信を持って反発をしたという時点ですね。いろいろな構成が本来は理想的にはあるべきだと今私も、考えてはいるのですが、そのときには多分そのようには、住民が自然に発言できる場とかいろいろな条件の中からその提案された方が住民だけと限定したのは何となく意味がわかります。反対派がそこを非常に嫌がったんだそうです、利用されるのではないかということで参画を非常に渋る反対派をなだめ、最低のルールでスタートをしました。私どもは数少ない会則を渡されただけでスタートを切っていて、10年やってみて、今C L Iのような形の活動に偶然なっちはいますが、これはもう最初からこう定められていたのではなく、やはり住民が望んでいろいろな立場の人が議論を重ねたらこういう会になってきたということなんですね。それで、お会いして、何かそっくりじゃないかと今私もびっくりしているところなのですけれども。

10年目を迎えて今大きな壁にあるのが、10年生の委員が数名います。そういう委員は私どもの役割を体でわかっています。理論でなく体でわかっていて、きちんと立ち位置を振る舞うことができます。そこに私が真ん中にいさせていただいて、今とても形とすればいい形になっていますが、本来はこんなに長くやるのではなく、もっと短いローテーションを組むべきだったと思います。残念ながらやめよという時期にちょうど中越沖地震が起きてみたり福島があっってみたりということで、やはりもう少し何かはまだあるようだ、もっとできることがあるようだということで10年生があるのですが。今10年を迎えてまた新たに増えてきたものがたくさんありまして。この会がまた新陳代謝を遂げるにはやはりこういう会の存在を国民がある程度理解していただかなければ、実は柏崎でもなかなかこういう会のことは認知されていません。私どもは働けとって10年働いてきましたけれども、自画自賛はできませんので、地元では逆に私どもの活動をこういう形でアピールしたり公表することがほぼありません。なので、住民はよく理解していないんだろうと思います。逆に県外に呼んでいただいて、かなりの数ご説明をして歩いて、それはやはり一生懸命夜な夜な3時間も参画して活動している委員に対して私がせめてできることは正当な活動として理解をしていただくことしかないだろうと思って、5年目ぐらいから呼ばれば積極的に出るようにして、きちんと理解をしていただくこうということで出向いたから

少しは評価をしていただけるようになったのかと思うんですが、地元ではそういう活動ができません。

私ども本当に委員を交代しようとする今もしているのですが、そうなるオプザーバーであるところとこの会を提案した方たちも転勤、要するに役割がそれぞれ変わってきていますので、その方たちももう数少なく、私どもの会の意義を本当にご存じだろうと思える方は2、3人しか実はいません。なので、頑張らざるを得ないのですけれども、とても荷が重いですよね。なので、法制化ということ具体的に述べるよりは、何とかしてこういう会の価値と、あと全国で1つなので、それをもう少し風土が違うので少しずつ違うのでしょうけれども、やはり幾つか実行していただいて、お互いに情報交換しながら紆余曲折を経ながら歩み出していただきたいなと思います。このまま点でいけば多分継続はじり貧、今がピークかなというのは個人的に感じています。そんなところです。

(近藤委員長) それでは、大庭委員。

(大庭委員) 全体の印象を少しお伝えしたいと思います。両方とも非常に印象的な発表でして、いろいろ勉強させていただきました。考え方は2つあって、1つはフランスの地域社会とかあるいは中央と地方自治体との関係、その中での原子力のあり方と、それから日本の地域社会や地方自治体のあり方や中央と地方との関係、その中での原子力の進め方というのが随分違って、フランスは、これは印象論ですけれども、県知事が中央からの任命で行くというようなことを伺いますと、かなり中央集権的な感じがします。C L IにしましてもA S Nに予算をもらっているということで、別に予算をもらっているから言うことを聞くというわけではないのは重々承知なのですけれども、ただそういうところまで国の機関というのが目配りをしているということが非常に印象的です。

一方で、柏崎の会は、ジャメさんからも指摘がありましたように、本当に住民の手弁当に近い会で、その中で日本の地方の中央社会に置かれた状況での最大限の努力をなさっているという印象を受けました。これが第1点です。

もし日本が今後住民の声をさらに吸い上げる形で両方のコミュニケーションをとっていくということであれば、フランスと日本との、中央政府と地方との関係の相違点を理解した上での制度構築が必要だろうと改めて感じました。

2番目ですけれども、C L Iにしましても、それから柏崎の会にしても、議論をする、あるいは情報を提供するといったことについて相当の努力をなさっていると思うんですが、住民に情報が与えられる、あるいはC L I及び柏崎の会に情報が与えられた上で議論が行

われる、それら議論の内容が実際に原子力の施設の運営にどう影響を及ぼせるのかが問題だと思うのです。そこが多分法制化という話と重なるのでしょうけれども。原子力に関する議論がなされ、その議論は十分に情報を与えられた上でのことですが、しかしながらそのことが実際の事業者による原子力の運営のあり方そのものにどのような形で影響を与えているのか、が明確でない気がします。多分そこが重要で、議論をする、情報を提供する、あるいは情報を交換するということは大事なのですけれども、それを継続するということも時間がかかることもわかるのですが、最終的にはそれが原子力の運営にどういうルートできちんと反映されるのかという、ここを担保する必要があると考えます。そのことについてもう既に新野さんからは十分いろいろな問題提起をしてくださったと思いますけれども、この点について、ジャメさんからお伺いしたいと思います。もちろん新野さんからもお伺いしたいと思います。

(近藤委員長) 大事なポイントだと思いますが。まず、ジャメさんからどうぞ。

(ジャメ委員) 今先生から最も難しい基本的な問題を提起されたと感じています。地方情報委員会というものと住民をどうつなぐのか。これ地方情報委員会によって全く異なっています。これは参加している地元の地方行政の参加者と住民との関係にかなり起因します。ひどいケースの場合はまず参加している地元の地方行政の参加者が一切住民と係わりを持っていない。つまり地方行政の代表として個人的な見解で意見を表明し参加していると。最もひどいケースは、C L I という地方情報委員会自体は存在するのですが、一切会合を持たないと、それが一番ひどいケースです。最適なケースでは、もちろん参加している地元行政の代表が住民とかなり密接な関係にあり、情報が伝達されます。そういう意味でそれぞれの住民の希望を代表の方が地方情報委員会の中で意見表明し、それを具体化させていくと、それが最適なケースです。

1つの例を挙げます。ラ・アーク再処理工場の近くに設置されている地方情報委員会のケースです。その再処理工場の近隣への放射能の影響、そして疫学的にがんの発生率が高いということを地元の住民が表明したという事実があります。実際この地方情報委員会はその懸念をもとに数年にわたるプロジェクトを発足し、近隣住民の方々の協力を得て細かな調査を行いました。住民自身もその計測に参加しました。実際の現場のモニタリングだけではなくて、ご自身がどういう食生活を行い、どういう状況で生活をしているかという具体的な情報を持ち寄って参加されました。

原子力の規制当局としては、できるだけ住民と密接な関係を持ち、直接的な関係の中で運

営するように常に示唆します。そうした地方の意見を国に吸い上げてきて、それを反映させていくと。そういう意味で、地元の状況に合わせてどういう運営がされるかによって全く異なった結果となって出てきますし、様々な可能性があると思います。それはC L Iの努力次第です。住民の希望を吸い上げるかどうかはそのC L Iを運営している方々の努力次第です。余り上から力を掛けすぎてそれを誘導しますと、地元の実際関係者が動かなくなってしまうということもあります。

そういう意味では先ほど新野様からご説明いただいた柏崎のケースは本当に感銘を受けました。住民みずからが努力し、独自で運営しているということはすばらしいと思います。

(近藤委員長) ちょっと途中で申しわけないのですけれども、今のジャメさんのお話に関して質問させてください。このハイコミッティのほうでそういう地方のC L Iの経験というか、実際のパフォーマンスについての情報交換を行なって、関係者が良い取組を相互に学習するという機能はこのハイコミッティにはないんですか。

(ジャメ委員) おっしゃるように、この高等委員会ではそうした地元のそれぞれの地方情報委員会の情報を集め、その経験についての議論を行います。それだけが役割ではありません。まず、それぞれの施設でのトラブル、また事故等の内容についての議論を行います。最も重要な、例えば放射能汚染の現状等についてです。

1つ最近の例について申し上げます。フランスまた欧州諸国におきましては福島事故以降、補完的な安全確認ということでストレステストを行いました。今までは技術的な観点から施設内でのトラブルを想定した安全対策を講じていましたが、今回は外部から何か脅威があった場合のトラブルもしくは冷却機能を失った、またはそれに起因する過酷事故のケースなどを想定していろいろ議論してまいりました。この高等委員会にその議題が提出され議論が行われました。つまり、すべての地方情報委員会が懸念を表明している議題をもとに、そのストレステストの内容についても高等委員会の認可を得る必要があったということで、これは非常に重要な議論でした。特に組合関係または環境保護団体から発言された内容として最も重要なテーマは、ヒューマンファクターについても今回のストレステストに含み確認をしてほしいという要望でした。

つまり、こうした要望を受けて原子力安全規制当局はストレステストの中にこのヒューマンファクターというものを組み込み、研修またトレーニングのあり方、また下請け、協力会社の管理状況、また実際トラブルがあったときにオペレータがどのような挙動をするものなのか、そうした内容を組み込みました。

(近藤委員長) 私の質問は、C L I のオペレーションが地域ごとにとって違うというご説明をいただいたので、せっかくC L I の代表者が集まる場があるわけですから、それについて、つまり、C L I のオペレーションのエクササイズのグッドプラクティスのインフォメーションエクステンションの場として、この場は機能しないのかという質問をしたんです。

(ジャメ委員) おっしゃるとおりで、この全国レベルでのC L I、つまりA N C C L I というのはそうした実態に沿った情報の共有を図り、そのレベルができるだけよくなるようにという活動を行っています。つまり、全国連動と同時に、A S N 規制当局がそれぞれ地元のC L I が関連に活動するようにいろいろと提案をしています。

(近藤委員長) わかりました。それでは、新野さん。

(新野委員) 私どもオブザーバーといたしましては、旧原子力保安院の規制のところですね、それと資源エネルギー庁のそれぞれ現地の方たち、柏崎でお仕事をされている方たちが必ず同席をしてくださっています。それに、県は原子力の課長か広報官の方複数でお出でいただいています。市は危機管理官を含め、課長、係長がお出でいただいていますし、村も同じように一、二名の方が同席されています。企業として東京電力は中盤までは発電所の所長以下の方が十数名でお出でいただいていたのですが、中越沖地震の後からの私どもの要請もありまして、ここ四、五年でしょうか、本店の役員級の方が必ずお1人当日お出でになって、同席をしていただけるようになっていきます。

私どもは10年近くの活動と申し上げましたけれども、当初この会がスタートしたときには、企業である東京電力はとても勢力的に情報公開やら説明責任というものを本当に十分に果たされていたと思います。逆に反対派の方たちが初めてのステージでとても罵倒するような状況もたくさんおありの中、よく絶えて議論に参画していただいたと思っています。2年か3年で所長が変わられるときに広報の方もシステム上一緒に全部が変わるようなシステムがとられていまして、そういうことをもう3クールか4クールぐらいですか、そのたびにトーンダウンしてきたように思います。やはり最初の当事者である方は十分に意義がおわかりですので積極的に参画してらしたのですが、あとやはり最終的には事が重なるたびに本店の意思が徐々に強くなりまして、発電所での返答だけではおさまりきれず、問題によっては本店のほうからお出でになったりして回答も非常に専門的なことが多くなって、私ども住民が言葉で求めているようなすんなりしたお答えがなかなか得られにくくなってきたというのが現状です。

それに引き替え、保安院のほうは現地の検査官事務所長が中越沖地震の前でしょうか、い

ろいろな事象が重なって私どもはいち早く国からの説明を求めたいという要請を最初からしていたんですが、ついには広報官という役目を、法律にはなかったようですけども、緊急につくってくださいまして、全国ではまだ2、3名と聞いていますが、柏崎にそういう役目の方を、兼務なのでですけども、現地の検査官所長が広報官を兼ねまして私どものところに十分に説明をする役目を付加してくださったということもあります。私どものところでオブザーバーとしての機能をその辺からめきめきと発揮されまして、私たちとしても協力できるところはして、場外で定例会以外でも随分いろいろな意見交換を重ねてきました。すべて住民なので知識がないために、国のことはすべて保安院を通して要求や訴えをするわけですね。もう保安院は真摯にそれを何とかして答えようとして努力をしてくださったのですが、だんだんわかってきたことは、やはり保安院というのは全体の国の指令の中の一部の機能を果たしているところですので、私どもが1から10まで要求したところすべてかなうわけがないというのが、やはり私ども3、4年前にやっと理解したというところですね。だから、役割でないことは自分たちの仕事じゃないと言ってもらったほうが早いかなんていう会話もできるようになったりして、とてもいい関係であります。

いろいろな協議も進んで、コミュニケーションで一段踏み込んだ施策を1つ研究しようなんていうところにも裏で参画をさせていただいて。何か形になろうかという寸前にちょうど福島の発災がありまして、それも全部水の泡になってしまったのですが。やはりそういうようにして顔を合わせたことで建設的議論が一部では積み重なったという体験をしていますので、それは私どもの会としても消せない重要な財産であると評価しています。

企業の方はそのほかにまだいろいろな企業としての宿命と責任がおありですので、一住民とだけ対峙できないというお立場も十分私どもは客観的には理解できますので、仕組みとしては企業の方には過酷なところかと思えます。ただ、ずっと1つご説明を続けていたのは、反対派の方も何人かいるんですが、その方はとても勉強していますから、反対派の方というのは一番勉強していますね。推進の方はただ降ってわいた情報をきちんと、ああ、そうなの、そうなのと素直に認めている方ですので、議論するとどうしても反対派の方の議論のほうが研ぎ澄まされています。突っ込みも上手ですので、企業にとっては反対派の方が25名のうちのたとえ1意見だとしても、そう聞こえないんでしょうね、当事者として。そういうところをどうやって緩和するのかというのが私の課題でして、悩んではいたのです。企業の方にも大きい声であったとしても、私どもの会の役割からすると25分の1だから、本来伝えるべきは中間のそういう状況を見て自分の立ち位置を決めたいと思っ

ている、まだ立ち位置が決められないような人への情報提供を一番に意識して、なおかつ反対派の方のご説明に続くような形が好ましいのであって、反対派の方に真っ向から反論するような議論を重ねたとしても地元では有効ではないんだということを何度も申し上げたのですが、いまだにそれはなかなか当事者としては変えられない部分です。

だから、やはり役割もありますし、私の立場は自由な立場ですけれども、そのオブザーバーのそれぞれの方にはそれぞれの厳しさと苦悩がおありのようなので、今反省するのは、私は自分の役割として中立・公平・透明というのは絶対に守らねばならないと思って今もさせていただいているわけです。それがために余り個のオブザーバーに近づかないように努力をしてきました。それがかえってそういうプライベートなお話まで断ち切ったことが非常に私どもの会の役割をわかりにくくしてしまった欠点があるのかなと今反省はしています。そういうことも含めてざっくりばらんに第三者的に建設的なものに結び付くような議論ができる場が、議事録をとらなくてもいいようなもう少し友好が図られるような場がもう少しあれば、結果がもう少し緩やかに違う方向に向いたかと今反省しています。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 時間がないので完結に。ジャメさんに3つ、それから新野さんに1つ質問があるのですが。

ジャメさんへの最初の質問は、先ほどの大庭委員の話と非常に密接に関係しますけれども、このコンサルテーションと意志決定とのかかわりということです。原子力のように非常に二極分化と言いますかポーライズした意見が出てくる場合には、1つのチャンネルとして地方議会がどんな役割を果たしていくのかということがあると思うんです。C L Iにはもちろん地方議員がいるわけですがけれども、地方議会との関係というのはその意思決定へのインプットという点で、あるいは意志決定という点でどんな関係にあるのか、これが第1点。

それから2つ目は、ローカルというものの定義とは何だろうということです。ジャメさんの説明にありますように、それはディPARTMENTであると。そのディPARTMENTのサイズというのは日本の県よりはもう少し小さいように思うんです。このサイズの件は非常に重要な点で、例えば防災の範囲との関係、それから日本においては高レベルの処分場において地元自治体と県とで意見が全然違うという事例もあります。ローカルの定義、特にリージョンの意見はではどう反映されていくのか、それはH C T I S Nで出てくるものなのかという、そこが知りたいところです。

それから3番目は、このように地域の環境に影響を及ぼす施設というのは原子力以外にもたくさんあるわけで、つまりこのC L Iというものは普遍的にそういう施設に対しても適用されるものかどうか。例えばシェールガスの発掘はもちろん地域に対しての影響があるわけですから、それはどう扱われていくのかというのが3つ目。

それから、新野さんへの質問ですが、なぜ柏崎刈羽だけなのか。これはもちろんそういう法律がないからというのが端的に言ってその答えだと思うんです。しかし、自発的にでき上がってきたわけですから、なぜその自発性がほかの地域ではないんだろうかと思います。それは新野さんに聞くのは変な質問ではあるのですが、どうお感じになっているのでしょうか。

(近藤委員長) では、ジャメさんからいきますか。

(ジャメ委員) 最初のご質問ですが、端的に言えばこの地方情報委員会で決められた、もしくは希望されたことがどのように政治に反映されていくのか、または国の高等委員会で決められたことがどのように政策に反映されていくかというご質問でよろしいでしょうか。

まず、地方情報委員会も高等委員会もともに意見交換、意見を聴取する場であって、決定をする場ではありません。ただ、ある施設の設置政令もしくは改造の機会、もしくは廃棄物放出等については必ずこの両委員会の意見を聴取する必要があるということは事実です。

そうした法的な決定権はないにしても、安全当局としても国としてもこの地元が表明した意見を無視することはできませんし、それに反するような行動は起こせません。そういう意味で民主的にこうした意見聴取を行う場をつくった限りには、その彼らの意見を無視するという事は非常に難しいと思います。そういう意味では地方情報委員会から表明された意見もしくは高等委員会で出された意見についてはほとんどが遵守されています。政策的な理由からです。

第2の疑問についてはよく理解していたかどうか分からないのですが、地方情報委員会は県議会の監督下に置かれています。ただ、ある原子力施設が県の境にある場合にはそれ以外の県の方々も参加することになります。複数の県にまたがった施設が存在する場合は、地方圏議会が監督するという法律上の役割があるようですが、実際はその代理を県の方に委譲することができますので、関係するすべての県がその管理を担うということになります。

実際、高等委員会については国の代表、またすべての地方情報委員会の代表、またA N C C L Iの代表も入っていますので、その両方のリンクを担っていると考えてもいいと思い

ます。

また、C L Iにつきましては確かに原子力施設以外にも設置されていますが、住民の生活環境にインパクトを与え得る施設については設置義務があります。ただ、すべてに設置されているかどうかは定かではございません。特に今例に挙げられましたシェールガスについては今のところ設置されていないと思います。

1つ興味深い例を挙げますと、フランスのノール県にグラヴリーヌという原発が存在します。6基の原子炉が設置されていますが、そのC L Iについて申し上げます。グラヴリーヌ原発の近くには大きな工業団地があり、そこにはまた別の地方情報委員会が設置されています。そして、その原発の地方情報委員会とそれ以外のリスクをもたらす可能性がある産業施設の地方情報委員会との間でかなり密接な、お互いのリスクについての情報交流がされ、お互いが協力して活動をしています。

(近藤委員長) 時間が余りないので。ちょっと1つ、定義だけ。その隣接、県境にあるというときに、何k mだったら近いということになるんですかね。1 k mなのか1 0 k mなのか。

(ジャメ委員) 記憶では、複数の県にまたがって設置されているという原発施設はなくて、どこかの県の中だと思います。その県議会の議長がまずだれを委員長にするかを決めます。南仏にカダラッシュという大きな原子力施設がありますが、そこは3つの他県との県境に近いところに立地されています。ただ実際の施設自体は1つの県の中ですので、その県議会の議長がだれを委員長にするかを決めます。今は国の法律で設置が義務づけられている機関ではありますが、地方情報委員会の運営自体は地元の県議会に委譲されていますので、かなり流動的にそれぞれの議会、議長の希望によって組織されています。構成メンバーについても同じです。

(近藤委員長) ありがとうございます。

(新野会長) 柏崎にしかない理由というのは、この会ができたときの背景がデータ改ざんですけれども、半年ぐらい前のリークが公表されるのに半年間かかったということで、それを非常に反発したのが地方自治体と推進をしてきた方だと思います。それともう1つ、プルサーマルを受け入れるために苦慮していたにもかかわらずというところの2つの条件が重ならなければこういう提案は多分されなかったんだと思います。だから、まれに本来起こり得ないのが重なってしまった衝撃で生まれたのかと思います。

もう1つは、立地の中で柏崎市というのは一番国内でも都市化されたところですが、割に人材的にもその会を1つ構成するにもぎりぎり耐えられる町だったんだらうと思います。ほ

かのところでこういう会をとったときに、やはり村とか町単位だけで本当にこういう会が構成できるだろうかという、いろいろな意味で難しいのではないかと思います。

それを存続させるには、やはり福島の例をちょっと先ほど申し上げましたけれども、同じ理由で福島県に設置された会が5、6年後でしょうか、一度委員の方5、6名とお会いすることがありました。そのとき私どもは視察として反対派を含めたいろいろな委員15名ぐらいで伺ったのですが、私どもの会の会話とか状況とかをその方たちが見て一様におっしゃったのが、うらやましいとおっしゃいました。こんなに自由にものが言える会だとは思わなかった。自分たちの会は全くそういう空気はないとはっきりおっしゃっていました。ただつくればいいというのではなく、やはり何のためにつくるのかということがきちんとうたわれて、そこに巻き込まれる人たちがそのことを認識して、共通な認識をきちんと持たなければやはりこういう会は、私どもはなかなか柏崎もそういう状況にないと申し上げたのでよくわかるのですが、継続することは非常にストレスですし、大変なことになるので、いい形で存続し続けるというのは難しくなると思うんです。やはり何のために設置するかと、そういう会の存在意義が十分に協議された上できちんとした会を構成していかなければ、どんな構成人員であろうとだれが立とうと、やはりいい役割は果たせませんし、継続することも難しいかと感じます。

以上です。

(近藤委員長) ちょっと大変時間が少なくて申しわけなかったのですが、もう1つだけ、質問になるのかどうかわかりませんが、先ほど大庭委員がおっしゃられたこと、質問の形でされたと思うんですけれども、こうしたものが持つ効果とかこういう制度を透明性の確保のためにつくると決めると、そもそも福島の例がそうなっているかどうかわかりませんがね。

(新野会長) 私もよくわかりません。

(近藤委員長) 情報を出せばいいだろうという格好になってしまわないか。一方的に情報を出すというのは実は透明性が確保されていることにはならない、欲しいものが届いていないかもしれないから、と私は思うんですけれども。ですから、そういうことになると、効果について疑問が残るんです。

透明性というのは実は、先ほど触れた福島の会議でも、透明性が大事とは各セッションで連呼され、まとめとしては透明性には非常に深い意味がある、それが正しくない所作に対する抑制力になるとか、反射的にさまざまな効果をもたらす。だから、政治的にも、制度

的にも意味があるんだということが強調されました。実際そういうことを体験した人からすれば、透明性という言葉は非常に重要な意味を持つとなるんだけれども、そうじゃない人もいますよね。情報提供と解釈してしまう人がいるんですよね。

だから、私どももフランスの法律を見ていて、透明性確保のために情報を出す会議だと読むと何だと思ったんだけれども。地域の会のようにそういう意味でまさにフェーストゥフェースのコミュニケーションによって透明性が担保されているという認識が生まれる、そういうことが極めて大きな効果だという理解、そのところについてこれから何か法律に書いて制度をつくっていくときに、どうやってその本来の望ましき効果を期待できるように制度をつくれるかというところが、我々、そういうものをつくれと提案しているんだけれども、提案の中、そのことをどこまで書き込めるかというのが、どうも宿題だと感じましたので。一言コメントいただければありがたいのですが。どうぞ。

(新野会長) この透明性のこれを使って時々、これ11月に修正した版なのですが、これきょうでそれでも3回使わせていただいているのですが。2回目のときの詳しいコメントを事務局に提出してありますので、後からどういう意味かがもっと読み込んでいただけるかと思っておりますので、後ほど読んでいただければと思うんですが。

私どもは透明性というのは最初、透明性を確保する会という会に参画させられた委員として自然体で使っていたわけですが、私どもとすれば情報が透明になれば、おのずと選択する道が狭まって合意が取りやすくなるというのが基本姿勢だったのです。それを訴えていたら、やはり委員長さんがおっしゃられるとおり、出しているじゃないか、というのがじきに始まりました。最近ご説明するのは、透明性というのは非常に難しい言葉です。出している側が透明だと思ったところで受け取る側が透明だと思わなければそれは透明ではございませんと申し上げるようにしています。そこがキーポイントなのですけれども。

認識を共有というのはそういうことだと思うんです。1つ1つを現場とトップというか、いろいろな団体もそうなのでしょうけれども、溝を埋めていくようにそういう議論がされていくことが重要なのであって、1つの事象でやったりとったりすることではなく、お互いに理解し合って信頼し合うというのがその先にあるわけですので、そのために透明性が道具として使われるわけですよね。その認識がないからなかなかうまくいかないんだろうと思っています。

(ジャメ委員) 今おっしゃられた透明性の議論というのは本当に基本的で最も興味深い、ただ難しい議論だと思います。今おっしゃられたように、情報を発信するだけというのは十分

ではなく、それは問題の一部の解決にしかない。こうした情報委員会が長期的にうまくいくかどうかはこの透明性のあり方にかかっているということは事実です。まず受け取る側としては情報を得たら、それに対して自分が十分に知識を、自分の意見を持てるまでにそれを利用しなければいけない。独自の意見を表明できる場があり、その意見を持って次の段階の何かしらの政策決定に影響を与えられるようにする、そこまで到達することが透明性ではないかと。意見を受け取るだけでは問題の一部解決にしかないと感じています。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。うちきるにはもったいない議論ですが、時間がきましたので、きょうはこれで終わりにしたいと思います。あ、ジャメさん、続きがあるんだ。すみません、どうぞ。

(ジャメ委員) 最後に一言。今既にこうした構図が引かれていれば幸いなのですが、もしまだそういった構想がなく希望者がおられるようであれば、フランスの原子力安全規制当局は仲介をさせていただきますので、ぜひフランスのANCCLIを見に来ていただきたい。まずはその議論に参加されたり、またいろいろと意見交流の場としてみずからその施設に来られたいという方がおられれば、いつでもお引き受けいたします。ご要望に応じて、そういった仲立ちをさせていただければ幸いです。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは、きょうはこのセッションはこれで終わります。どうもありがとうございました。ぜひまた勉強させていただくこともあるかと思います。

それでは、12時を大分回りましたけれども、議題が残り2つ、平成25年度の原子力関係予算の見積りですか。どうぞ。

(板倉参事官) 平成25年度原子力関係経費の見積りについて、委員会として作成した案文をお手元に配付しております。本日はこの案について原子力委員にご検討いただくものです。まずは事務局から案の説明をいたします。

(加藤補佐) それでは、資料第3-1号に基づきましてご説明させていただきます。時間が押しておりますので、ポイントのみご紹介させていただきます。

まずページをめくっていただきまして、「はじめに」とございます。ここにこの見積りの概要を記載してございますので、簡単にご紹介させていただきます。

原子力委員会は、原子力委員会設置法第2条第3号に基づき、毎年、関係府省の原子力の研究、開発及び利用に関する経費の見積り及び配分計画について企画し、審議し、決定し

ております。

次のパラグラフでございますが、ここでは平成24年7月10日に決定いたしましたその見積りのための基本方針を記載してございます。見積りの基本方針につきましては前のページの目次のところをごらんいただきますと、第1章に5項目挙げておりますが、その5項目が基本方針の具体的な項目でございます。

「はじめに」に戻りまして、3つ目のパラグラフのところでは、これまでの経緯、関係府省に対する概算要求構想及び概算要求の聴取の日程を記載してございます。

次のパラグラフでは、原子力規制委員会の予算の扱いについて記載してございます。原子力規制委員会の原子力安全規制に関する予算につきましては、安全の確保のうちその実施に関するものを除くと原子力委員会設置法で規定されておりますので、原子力規制委員会に関する予算につきましてはこの見積りから除外しております。

次のパラグラフでは、福島原子力発電所周辺の実施に関する取組についての記載でございます。この取組につきましては参考といたしまして、原子力関係経費とは別な扱いとして記載することとしてございます。

次に、このページの一番最後のパラグラフでございますが、こちらでは文部科学省の核融合事業や量子ビーム関連事業、これらの事業につきましては原子力における位置づけが変わってきておりますことから、この原子力関係経費の見積りから除外するという事で記載しております。

次のページのパラグラフでは、この見積りの構成を紹介してございます。第1章では「基本方針」に示す関係省庁が取り組むべき重要課題への対応に対する評価において、基本方針への関係府省の具体的対応に対する評価を記載いたしまして、第2章の全体評価では、平成25年度概算要求に係る全体の評価を記載してございます。

続きまして本文でございますが、ページをめくっていただきまして2ページのところから第1章が記載されています。第1章は、「基本方針」に示す関係府省が取り組むべき重要課題への対応に対する評価ということで、本章では平成25年度予算として関係府省が概算要求を行っている各施策について基本方針に示す関係府省が取り組むべき重要課題に対して評価を行うものであるとしてございます。

以下、先ほど目次のところをごらんいただいた基本方針の項目に沿って、基本方針、2ページで申し上げますと1.の福島第一原子力発電所周辺地域における取組、基本方針の内容を記載いたしまして、それに対する各省庁の具体的な取組を枠にして記載してござい

す。

3 ページも同じでございます。1. の事業につきましては事実関係のみ記載してございます。

以下、3 ページでは2. で福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた中長期的取組。これは先ほどと同じように基本方針の内容、それとそれに対する25年度の取組を枠の中に記載いたしまして、それらの取組に対する評価を次のページ、4 ページの頭ですけれども、記載してございます。

1 つ代表例として、この3 ページから4 ページのところで申し上げますと、3 ページの2. の項目におきましては、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた取組を進めるために、経済産業省では記載されているようなその事業、または文科省の事業が行われることとなってございます。これらの取組、具体的な評価でございしますが、4 ページのところで、文章の後半のところでございすけれども、基本方針の1. の項目、内容に照らして適切であるとしてございます。

4 ページの3. では、新しい原子力発電の位置づけに対応するための取組といったことで、先ほどと同じように基本方針の内容を示しまして、それに対応する取組を枠の中に記載いたしまして、その取組に対する評価を次の5 ページの頭に記載しております。以下同じような形で記載しております。

6 ページでは基本方針4. の将来に向けた研究開発・人材の確保への対応といったこと、8 ページの5. のところで基本方針の項目として、国際社会における責任ある行動の推進といったことで、同じような構成で記載してございます。

続きまして、11 ページのところでございすが、第2章で全体評価を記載してございます。平成25年度予算として関係府省が概算要求を行っている各施策につきましては、第1章に示しますように、基本方針に示した関係府省が取り組むべき重要課題に適切に対応していることから、平成25年度予算として関係府省が行っている概算要求は、平成25年度原子力関係経費の見積りとして適切であるとしてございます。

次のページ以降につきましては、12 ページからは先ほどご紹介いたしました基本方針の内容、それと17 ページからは具体的な金額の総表で、17 ページが全体額、18 ページが一般会計、19 ページが特別会計となっております。最後に20 ページのところでございすが、これは参考といたしまして、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う事業といたしまして、注にもございすけれども、これらの事業は、原子力の研究、開発及び利

用を目的とする事業ではありませんが、原子力関係経費と関連の深い事業として参考として記載しております。

簡単ではございますが、内容は以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。平成25年度予算については、新政権の方針がどうなるかはわからないこと、また、新聞情報では、先に補正予算を大きくやるのが肝心で、本予算は遅くてもいいんだという話があるところ、ここで見積りを決定することに意味ありやという疑問がありますが、これは、一応、これまで取組んできたことについて中締めしておくべきということで、ここで作成、決定するべきということですね。

(加藤補佐) 実態としてまた新しい政府の方針が示されれば、それに従って考えるということになると思います。

(近藤委員長) だから、このうち補正予算に盛り込むという格好で整理されるものも可能性としてはゼロではないですね。

(加藤補佐) はい、そう思います。

(近藤委員長) 前は確かそうでしたよね。

(加藤補佐) はい。

(近藤委員長) しかし、それはそれとして、一応こういう考え方で評価を整理しておくことはいいということで、とりあえずきょうはこれを出すと。そして、なお手続き上、次の資料にあるように、規制委員会にご相談申し上げる必要があるので、それもしなきゃならない、しておいたほうがいいと。規制委員会、別の考え方を持つかもしれないけれども、一応お願いをするということですか。この資料3-2を説明していただけますか。

(加藤補佐) それでは、簡単にご紹介させていただきます。

今、近藤委員長からもご紹介ございましたように、原子力委員会で原子力利用の安全に関する事項を決定しようとする場合には、原子力規制委員会の意見を聞くといったことが原子力委員会設置法の第26条第2項にございまして、それに基づき諮問をさせていただくものでございます。

短いので簡単に読み上げさせていただきます。

#### 平成25年度原子力関係経費の見積りについて（諮問）

原子力委員会設置法第2条第3号に基づき「平成25年度原子力関係経費の見積り（別

添)」を決定するに当たり、同見積りに原子力利用における安全の確保の関係がある事項が含まれるため、原子力委員会設置法第26条第2項の規定に基づき、同見積りについて貴委員会の意見を求める。

以上でございます。

(近藤委員長) それでは、この資料2つにつきまして、ご意見ございましたらどうぞ。鈴木代理。

(鈴木委員長代理) この四角の中が重要なわけですよ。

(加藤補佐) はい。

(鈴木委員長代理) 場所によって金額が書かれているところと書かれていないところがあるのは何か意味があるんですか。

(加藤補佐) すみません、説明を割愛していて申し訳ございません。資料第3-1号の2ページの第1章の下のパラグラフのところに、来年度の要求額が300億円を超える事業については額を記載したと書かれておりますが、これにつきましては総合科学技術会議が実施いたします重要な研究開発事業の評価対象が300億円以上ということから、それに倣って300億円以上の事業については事業名の後に金額を記載してございます。

(鈴木委員長代理) そうすると、書かれていないのはほとんどが300億円以下ということですか。

(加藤補佐) そのとおりでございます。

(鈴木委員長代理) わかりました。そういう、くくりが細かいくくりを出しているということなのか。私はいいと思いますが、後ろに基本方針が付いているのですけれども、この基本方針は付録ですが、これを踏まえて各省庁がつけられた資料というのはこの別添にはつけない。要するに見る人は、我々が抜粋してここに取組を書いているのですけれども、各省庁がそれぞれ持っているところがありますよね。その要旨とか何かそういうものは付かないんですか。もともと付いてなかったですか。

(加藤補佐) まず、鈴木代理がおっしゃられたように、各省庁からヒアリングした資料やヒアリングの内容を各見積りの、基本方針に沿ってまとめたものがこちらでございまして、各省庁の資料につきましては、そのヒアリングを定例会でやっておりますので、ホームページにはアップされております。

(鈴木委員長代理) それを見ればわかるということですね。わかりました。ではよろしいです。

(近藤委員長) ほかに。よろしいですか。

それでは、これを案とした段階で規制委員会のご意見を伺うと。返ってきたところで我々として決定すると、そういう手続きになるということについてご了解いただいたことにいたします。ありがとうございました。

それから、その次の議題。

(板倉参事官) 議題の4番目でございますが、今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組につきまして、これまで原子力委員会の見解案を発表し、パブリックコメントを求めておりました。その結果がとりまとまりましたので内容について事務局から説明いたします。

(仲補佐) それでは、ご説明させていただきます。

11月27日の定例会におきまして、こちら高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組についての見解についてご議論いただきました。そして、そこでの修正を踏まえまして、11月29日の木曜日から、そして12月10日の月曜日までパブリックコメントを行いました。その結果、全部で184件のご意見が寄せられました。ご意見につきましては資料4-2のほうに一覧表にまとめてございます。こちらは既に皆様にごらんいただいておりますので、各個別のご意見についてはご説明を省かせていただきます。

こちらのパブコメを踏まえまして変更した点について、資料4-1を用いましてご説明いたします。

まず、3ページ目の下のところでございます。下から10行目から7行目にかけて、可逆性と回収可能性について記載がございましたが、こちらの説明は以前のバージョンでは書いてございませんでしたので、この点につきまして定義を付させていただきますとわかりやすいように変更してございます。こちらパブコメではございませんが、全体的にわかりづらいという意見がございましたので、こういった修正を全体的に加えております。

また、5ページ目でございますが、3.の部分の一番最後、下から3行目ですが、その際という部分ですが。こちらは通常パブコメが終わった後にパブコメをかけたということを明記するというもので毎回つけているものでございます。

では、各個別のご意見についての変更点をご説明いたします。

同じく5ページ目の3. (1)の下から7行目の右端のほうから、その後というのが始まります。この部分につきましてはご意見のほうでTRU廃棄物についての記載がちょっとわかりづらくて適正化すべきというご意見がございましたので、発熱密度の説明と処分場

の規模についてもうちちょっと詳細にしてこのような表現にさせていただきました。

続きまして7ページ目、(3)のところでございます。一番最初のパラグラフの回答はというところでございます。こちらのほうですが、ご意見につきまして、以前のバージョンでは、回答は地層処分の安全性を説明できるまでの間、保管終了後の扱いをあらかじめ確定せずにと記載してございましたが、ご意見のほうから暫定保管につきましてその地層処分の安全性を説明できるまでの間とは学術会議の回答には書いていないというご指摘がございました。確認したところご意見のとおりでしたので、この部分を削除して、ちょっと説明を詳細化したという形で、「回答」は、「いきなり最終処分に向かうのではなく」問題に対処する目的で、「高レベル放射性廃棄物を、一定の暫定的期間に限って、その後のより長期的期間における責任ある対処方法を検討し決定する時間を確保するために、回収可能性を備えた形で、安全性に厳重な配慮をしつつ保管する」とし、保管終了後の扱いをあらかじめ確定せずに、地下深部に保管することを含め、数十年から数百年にわたり保管する暫定保管を推進することを提言しているというように、基本的に回答からの引用を用いて記載している形にいたしました。

続きまして8ページ目でございます。同じ(3)の最後のパラグラフのこのことからという部分でございます。こちらにつきましては、ご意見といたしましては中盤のところのパラグラフの下から6行目、上からですと4行目でございますが、今後の取組のという文章の中で、まれではあってもという言葉が出てきます。ご意見の中でまれではあってもという言葉は不適切だから削除すべきということでしたが、この部分は政府に設置いたしました事故調査委員会の報告書の中に事故の発生確率にかかわらず、しかるべき安全対策を行うべきというような文章がありまして、この部分から引っ張ってきておりますので、まれではあってもという言葉は削除いたしません。ちょっと文章を充実させまして、今後の取組の検討においては、まれではあっても起きる可能性のある重大な被害をもたらす事態には対処できるように備えるべきという東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓も踏まえて、というような言葉で補完させていただいております。

続きまして、同じページ、8ページ目の(4)の第2パラグラフ、このことはというところですが、ここ以前のバージョンは、このことは海外の各国で認識されており、そのための取組として英国では、という文章になっていました。ここでパブリックコメントの中で、これらの組織は第三者組織として独立性が担保されていることがキーポイントであるため、その辺をきちんと明記すべきというご意見がございましたので、今回の文章では、このこ

とは海外の各国で認識されており、そのため政府や実施主体から独立した組織として、という言葉に変えさせていただきました。

続きまして9ページ目でございます。最後の（5）国が前面に出て再構築に取り組むことという文章の第2パラグラフ、こうした政府というところですか。こちらは以前はその際に重要なことは①、②と続く文章でございましたが、ご意見の中でこの文章の中で出てまいります①、②、③、④という4つの重要な項目をより効果的に補完するものとして、政府が一体となって取り組むことが重要であるというご意見がございましたので、その頭の部分に、こうした政府一体となった取組をより効果的にする上で重要なことは、という文章をつけさせていただきました。

簡単ではございますが、以上でございます。

（近藤委員長）ありがとうございました。

いかがでございましょうか。鈴木委員からご感想を。

（鈴木委員長代理）まず、たくさんのパブコメをいただいたことに非常に感謝したいと思います。かなり厳しいご意見もいっぱいありましたが、我々が読ませていただいた中にもきょう実は反映させていただいたものも幾つもありましたし、素直に反省しなきゃいけないこととしてわかりにくい文章だというご意見もありましたので、この辺は今後も検討、我々としても考えなきゃいけないと思っています。学術会議の提言に対して我々はまず非常にそれを真摯に受け止めて、基本的な考え方に戻って、処分懇の報告書に戻って見直すという基本的なメッセージが出ていると思ったのですが、パブコメを見ますとなかなかそこが伝わっていないところもあるかと思えます。

その大きな理由は、多分暫定保管と総量管理の説明というんですか、日本学術会議の説明に対して我々の説明ははっきり言うと否定も肯定もしていないような表現になっている。私としては、明確にここでは書かせていただいているつもりなのですが、例えば総量管理のところはそもそもの総量管理の考え方ということについて我々は必ずしも否定はしていない。ただ、総量管理を入れることが一部ではそれによって原子力発電の規模を規定して、原子力政策を逆に規定するような解釈をされているところがあるので、そうではなくて、我々としては総量について常にきちんと考慮して、それを情報共有してやっていくと、それは政策と高レベル廃棄物処分の関係を明示した上で政策を考えていくという考え方を指摘されたんだと。いわゆるトイレなきマンションということにならないようにすべきだということを改めて認識したということで。そういう趣旨で総量管理のところは書かせてい

ただいているということですね。

それから、2番目の暫定保管についても、一部では地層処分の現在の科学的な知見に限界があるということで暫定保管を提言している、という解釈をされているように思うんですが、学術会議の報告書の中にはそこまでは書かれていないという解釈で、我々としては科学的知見を既に最新のものに反映させていくということと、柔軟性を確保するという点についてもう一度認識したと。さらに、ただし、暫定保管はエンドポイント、次の処分の行先を決めない保管という考え方を定義されているということで、これについては我々としてはそういう次のポイントがはっきりしていない保管というのはなかなか難しいという認識のもとでこれまでやってきたということを明確にした上で、なおかつ今回こういうご提言をいただいたということで、オプションとして当然検討していくということを改めて確認したという。このところが我々の文章の中で読みにくいところがあったのかなという反省がありました。今回変えていただいたので、大分その辺は改善されたと認識しているのですが、そのところがメッセージとして伝わるのが大事かと。

最後に、前回はちょっと余り明示的に書いていなかった科学的自律性の確保というところについては、今回は第三者機関のところですよ、たしか(4)のところ、「このような第三者機関をつくって常にいろいろな方の意見を反映し、そして住民と情報を共有する仕組みをつくっていくことが科学的自律性の確保とか社会との情報共有につながる」ということで、我々としてはこれをまず制度化としていくことが大事だということに答えるということにさせていただいたということです。前回余り明示的に書いていなかったもので、そういうご質問も幾つかあったということです。

私としては現時点ではこれが一番ベストかと思っておりますので、改めてこれを出してもう一度説明をするときにはわかりやすく説明する努力をしていかなければいけないと。それから、ここで書かれているこれらの見解を実現していくことが大事なので、原子力委員会としては引き続きこの見解が実現するように努力していくということ、そういうことが大事だと思っております。

以上です。

(近藤委員長) 大庭委員。

(大庭委員) 私はこの見解案につきましてはもう異論はありません。十分に議論が尽くされたと思いますし、非常に多くのパブリックコメントをいただいて、こちらですべて丁寧に回答させていただいておりますけれども、反映させるべきところは反映したのがこの文章で

あると理解をしております。

その上で、高レベル放射性廃棄物の処分は何度もここでも繰り返されていますけれども、原子力政策が今後新しい政権の中でどうなるとしても非常に大事な問題ですから、この見解をぜひ参照していただきながら、粛々と進めていただきたいと考える次第です。

以上です。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) コメントを非常にたくさん受け取って、関心の高い事項だということを改めて感じました。そのコメントの中には特定の事柄あるいは要望あるいは事項についてこの中で明示的に言及されていないことについての不満が結構あると思いましたが。そういう点で回答を見ても余り変わってないじゃないかと、こういう感想をお持ちの方がいるかもしれませんが、しかし基本的にはこの回答の中で、明示的には示されていないかもしれないけれども、この中に関連部分がしっかりと書いてあると、こういう趣旨で書かれているところが結構あると思いますので、そこをよく見ていただければと思います。

それから、総量の管理という点については先ほどもう既に鈴木委員が言われたとおりで、この点についても我々の立場というのがここに明示的に示されていると思っております。

(近藤委員長) それでは、これをもって我々の見解とすることでよろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、その他議題。

(板倉参事官) お手元にお配りしております資料第5号でございますが、こちらはご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問のうち、平成24年11月29日～平成24年12月12日までにお寄せいただいたご意見ご質問を整理してまとめたものです。今回このように整理しましたので、原子力委員会のホームページで公開いたします。

次回、第56回原子力委員会の臨時会につきましては、開催日時は12月21日の金曜日、13時15分から、場所は中央合同庁舎4号館の4階419会議室で開催することを予定しております。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは、これで終わります。

どうもありがとうございました。

—了—

